

えっ、空き家放置で 固定資産税が6倍に！？

～もう、放っておけない空き家の問題～

2015年5月、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」、通称”空き家対策特別措置法”が施行されました。この法律で定められた“特定空き家”に認定された場合、固定資産税が6倍になってしまいます。本セミナーでは空き家対策措置法や特定空き家の解説、そして空き家の様々な有効活用方を紹介します。多数の方々のご参加をお待ちしています。

主なカリキュラム

- なぜ今、空き家対策特別措置法か
- 大変なのは特定空き家等になってしまうこと
- 固定資産税が6倍に、都市計画税が3倍に？
- こんな空き家有効活用法もある
- 地域包括ケアシステムが空き家対策の追い風に
- 空き家ビジネス

一級建築士事務所 小澤塾
おざわ くにひろ
代表 **小澤 邦博**

1948年、山梨県生まれ
日本大学工学部建築学科卒業。オフィス、店舗、住宅等、多数の作品を手がけると共に、これからの高齢化社会に対応した住環境のあり方を提案し、医療福祉分野と建築とのコラボレーションに力を注いでいる。匠短期大学元教授。現在、群建築設計事務所代表、一級建築士、インテリアプランナー、福祉住環境コーディネーター。

講師



日時

会場

参加費

申込

〇月〇日（〇）までに当所へFAXにてお申し込みください。

主催

【お問い合わせ先】

☎00-0000-0000 FAX 00-0000-0000

..... 切り取らずにこのまま FAX (00-0000-0000) してください

行

事業所名	参加者氏名	電話
		()

※ご記入いただいた情報は、〇〇からの各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。